平成２４年（フ）第１２４８号
大阪府柏原市国分東条町29番24号
債務者　安次富秋子こと　ＳＵＥＮＡＧＡ　ＹＵＡＺＡＫＩ　ＡＫＩＫＯ　ＥＬＥＮＡ
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５５号
堺市南区高倉台１丁３番２―509号
債務者　木村小百合（旧姓俣野）
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
兵庫県宝塚市中野町22番40号カルフォルニヤドリーム208
債務者　吉田　幸徳
１　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３９号
徳島県徳島市西新浜町２丁目２番75―403号
債務者　橋本　弘樹
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６５号
徳島県小松島市金磯町５番18号、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区新城中町16番14号シラカバポイント１―401
債務者　岡田真奈美
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５１号
徳島県徳島市福島１丁目７番50号
債務者　井内　智子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１８号
徳島市南沖洲２丁目６番19号
債務者　庄野　由子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３２号
徳島県徳島市新浜本町３丁目５番32号、住民票上の住所徳島県徳島市新浜本町３丁目５番31号
債務者　倉橋純一郎
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４２号
徳島県徳島市八万町法花176番地
債務者　森下　順子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４３号
徳島市北沖洲１丁目８番76―13号
債務者　原　　秀行
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４４号
徳島市北沖洲１丁目８番76―13号
債務者　原　ひとみ
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４５号
徳島市末広５丁目１番48―405号、旧住所徳島市大原町東千代ヶ丸19番地の50
債務者　河原　英子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４９号
徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池13番地
債務者　近藤　正道
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５号
徳島市不動東町４丁目1606番地の１
債務者　郷田　浩幸
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５７号
徳島県吉野川市山川町諏訪356番地６
債務者　岡本　　勝
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６０号
徳島県板野郡板野町中久保字川窪26番地８椎の宮荘103号室、旧住所徳島県阿波市吉野町西条字西大竹75番地３
債務者　大岸　稔之
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
福岡県築上郡上毛町大字垂水836番地４
債務者　後藤千鶴香
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
福岡県築上郡築上町大字越路1208番地
債務者　道城　泰子（旧姓吉部）
１　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係